

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年8月20日

住所 岡山県和気郡和気町益原1350番地44
名称 有限会社新田興業
代表取締役 新田 康雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日	平成22年11月18日	許可番号	第2-(8の2)-24号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 がれき類の破碎施設(移動式兼用) 処理する産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上2種類		
設置場所	固定 : 岡山県和気郡和気町益原1088番3 移動式 : 岡山県(岡山市及び倉敷市を除く。)内の当該産業廃棄物排出事業場内		
処理能力	320t/日(8時間)		
許可の条件	移動式で中間処理を行う場所は、岡山県(岡山市及び倉敷市を除く。)内の産業廃棄物排出事業場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		